

【資料】 国際海洋法裁判所「気候変動事件」 (第31号事件) 勧告的意見 (3)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見
の要請」国際海洋法裁判所勧告的意見

目 次

勧告的意見

- I. 序
- II. 背景となる事実 (以上、本誌57巻1号)
- III. 管轄権及び裁量
- IV. 適用のある法
- V. 国連海洋法条約の解釈、及び海洋法条約と外部規則との関係
- VI. 本件要請書の射程と2つの質問の関係
- VII. 質問 (a) について
 - A. 文言と表現の整理
 - B. 人為的な温室効果ガス排出が海洋法条約における海洋汚染の定義に該当するかどうか
 - C. 海洋法条約第12部と海洋汚染 (以上、本誌57巻2号)
 - D. 海洋法条約194条に基づく、すべての汚染源に適用される義務
 - E. それぞれの汚染源に適用される義務 (以上、本号)
 - F. その他の義務
- VIII. 質問 (b) について
- IX. 主文

D. 海洋法条約194条に基づくすべての汚染発生源に適用される義務

193. 海洋法条約194条は、第12部の定める海洋汚染レジームにおける主要な規定である。この条文は、すべての発生源に適用される、海洋汚染の防止、軽減及び規制の義務を定める。本件裁判の参加国等のほとんどは、194条が質問(a)に回答するための鍵規定であるとする見解を示した。

194. 海洋法条約194条は、次のように規定する。

「第194条 海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置

- 1 いずれの国も、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとるものとし、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する。
- 2 いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄又は管理の下における事件又は活動から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる。
- 3 この部の規定によりとる措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を取り扱う。この措置には、特に、次のことをできる限り最小にするための措置を含める。
 - (a) 毒性の又は有害な物質（特に持続性のもの）の陸にある発生源からの放出、大気からの若しくは大気を通ずる放出又は投棄による放出
 - (b) 船舶からの汚染（特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運航の安全を確保し、意図的な及び意図的でない排出を防止し並びに船舶の設計、構造、設備、運航及び乗組員の配乗を規制するための措置を含む。）

(c) 海底及びその下の天然資源の探査又は開発に使用される施設及び機器からの汚染（特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのような施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。）

(d) 海洋環境において運用される他の施設及び機器からの汚染（特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのような施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。）

4 いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制するための措置をとるに当たり、他の国のこの条約に基づく権利の行使に当たっての活動及び義務の履行に当たっての活動に対する不当な干渉を差し控える。

5 この部の規定によりとる措置には、希少又はぜい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。」

195. この条文は、国が負う3つの主な義務を定めている。第一に、1項に基づき、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる義務である。第二に、2項に基づき、汚染に関して一定の状況が発生しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる義務である。第三に、5項に基づき、希少または脆弱な生態系及び減少しており、脅威に晒されておりまたは絶滅の恐れのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置をとる義務である。

196. この第三の義務は、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する措置を定める海洋法条約194条に置かれているが、5項の定める措置は、明らかに、汚染に関する措置のみに限定されない。その理由で、この5項は、「この条の規定」ではなく「この部の規定」によりとる措置に言及している。当裁判所は、この第三の義務は、海洋環境の保護及び保全の具体的義務に関する質問(b)への回答で扱う方が適当であると考えた。したがって、質問(a)への回答においては、

194条1項と2項の2つの義務に限定することとする。

1. 条約194条1項に基づく義務

197. 海洋法条約194条1項は、国に対し、あらゆる発生源（個別の汚染発生源が何かを問わない。）からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる義務を、課している。この義務は、すべての種類の汚染に適用される。人為的な温室効果ガス排出は海洋環境の汚染を構成するから、194条1項はこの場合の汚染に適用される。本件裁判の参加国等のほとんどは、同じ見解を示している。

(a) この義務の射程と内容

目的

198. 海洋法条約194条1項が定めるすべての必要な措置をとる義務の目的は、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を「防止し、軽減し及び規制する」ことである。防止（prevention）の目的は汚染発生の完全な防止であるから、この目的は、まだ発生していない汚染、つまり将来のあるいは潜在的な汚染に必然的に適用される。他方で、汚染の軽減（reducing）と規制（controlling）の目的は汚染がすでに存在していることを前提としている。このように、汚染の防止、軽減及び規制の目的は、将来のまたは潜在的な汚染を防止すること、並びにすでに発生している汚染を軽減し及び規制すること、である。海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する目的はこのように複合的であり、したがってこの目的は、194条1項に基づくあらゆる発生源からのすべての種類の汚染を防止し、軽減し及び規制すべき義務の包括的性質の文脈で理解すべきである。と同時に、これが目的であるということは、あらゆる発生源からの汚染を常に防止することは実際には不可能であるという現実を、反映している。

199. 人為的な温室効果ガス排出に関していうと、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制することの目的は、科学的評価に基づいて考えるべきである。すなわち、たとえ人為的な温室効果ガス排出が停止したとしても、海洋環境に対する有害な結果は温室効果ガスがすでに大気中に蓄積している限り継続する、ということである。海洋法条約194条1項の義務は、国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの既存の海洋汚染を軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとり、最終的にその汚染発生を完全に防止することを、義務づけている。したがって、この義務は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の即時の停止を伴うものではない。

200. これに関して、パリ協定4条1項は次のように規定している。

「締約国は、第2条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、……今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。」

当裁判所は、この規定の定める目的は海洋法条約194条1項に基づく義務の目的に合致する、と考える。

方法

201. 海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためのすべての必要な措置は、単独でまたは適当なときは共同して、とらなければならない。この「適当なときは」の語は、単独行動と共同行動のいずれか一方が優先されるわけではないことを意味する。いずれの行動も、適当であるならとることができる。単独行動と共同行動のいずれが適当かは、措置がとられる個別の状況に依る。「共同して」の語への言及は、海洋環境の汚染に対処するに当たっての協力の重要性

を示している。この点は、また、海洋法条約194条1項の最後の部分が定めるように、国に対し、必要な措置をとるに当たり「政策を調和させるよう努力する」ことを求めていることで、強調される。

202. 人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染についていうと、この場合の汚染は世界的かつ越境的な性質を有することから、共同行動は積極的に行われるべきである。この点に関して、大気中への温室効果ガス排出の世界的水準とこの排出による海洋環境汚染とを防止し、軽減し及び規制するためには共同行動によるしかない、という主張もあった。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を規制する (regulating)²³⁾ 際の共同行動の重要性は争われていないけれども、だからといって、海洋法条約194条1項に基づく義務が、気候変動問題に対処するための世界的な努力に参加することでしか果たされない、ということにはならない。国は、すべての必要な措置をとるよう義務づけられるのであって、その措置には、適当なときには単独行動も含まれる。

必要な措置

203. 海洋法条約194条1項は、国に対し、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するために「すべての必要な措置」をとるよう義務づけている。この「必要な (necessary)」の通常の意味は、「不可欠の (indispensable)」、「必須

23) 訳者注：この“regulate”の語は、特にこの202項以下で頻出しており、「(汚染を) 規制する」と訳した。この語は海洋法条約では海洋汚染の文脈では用いられておらず、条文上は、「(汚染を) 防止し、軽減し及び／又は規制する (control)」の文言が用いられる (194条1項ほか)。本件勧告的意見では“regulate”の意味について説明がないが、後述273項で、194条4項の「防止し、軽減し又は規制する」の語に代えて“regulate”の語を用いており、また他の項での文脈から考えても、裁判所は、“regulate”の語を「防止・軽減・規制」の3語に相当する意味で用いているように思われる。いずれにせよ、本件勧告的意見では、“regulate”と“control”の両語を異なる意味合いで用いていることは、明らかである。そのことに留意しつつ、ここでは“regulate”を「規制する」と訳した上で、条文上の「規制する (control)」と区別するため、“regulate”については原語を付した。

の（requisite）」あるいは「本質的な（essential）」、である。この規定の文脈では、「必要な」は広く理解すべきである。この理解は、194条1項の「すべての」措置とか「あらゆる」発生源といった語が示すように、この規定に基づく義務が広い射程を有していることに、合致する。また、海洋法条約1条1項(4)が定める「海洋環境の汚染」の包括的な定義からも、支持される。したがって、この場合の必要な措置には、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために不可欠な措置だけでなく、その目的を達成することを可能にするような他のすべての措置を含む。

204. もっとも、この措置は、海洋法条約194条1項が定めるように、「この条約に適合する」ものでなくてはならない。海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置がこの条約に適合するものでなくてはならないことは明らかであり、海洋法条約は、様々な海域における沿岸国あるいは旗国の権利及び義務を定めている。また、必要な措置は、海洋法条約が認めている国の権利（例えば航行の権利）を、否定したり不当に干渉したりするものであってはならない。この点は、194条4項が強調している。この条文は次のように規定する。

「いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制するための措置をとるに当たり、他の国のこの条約に基づく権利の行使に当たっての活動及び義務の履行に当たっての活動に対する不当な干渉を差し控える。」

205. 海洋法条約194条1項は、必要な措置を構成するのは何かについて、具体的な規準を定めていない。ただし、同条の3項は、国が個別の汚染発生源に関してとらなければならない措置の種類について、指針を与えている。このような措置としては、特に、毒性のまたは有害な物質（特に持続性のもの）の放出をできる限り最小にするための措置がある。気候変動の文脈でいうと、こういった措置は、一般に「緩和措置（mitigation measures）」として知られる。この措置の中心は、大気中への人為的な温室効果ガス排出の削減（reduction）²⁴⁾である。

206. 海洋法条約194条1項は海洋汚染を防止し、軽減し（reduce）及び規制するために必要な措置の判断を各国に委ねているけれども、だからといって、

その国がその目的に必要であると考える措置なら何でもよい、ということにはならない。必要な措置は、客観的に判断されるべきである。本件裁判の参加国等の多くは、こういった措置を客観的に判断することの重要性を強調した。

207. 当裁判所の見るところ、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置を客観的に評価するに当たり考慮すべき要因は、多様である。これに関して科学が特に関連することは、明らかである。別の関連要因は、気候変動に関する国際的な規則及び基準である。考慮しうるその他の関連要因としては、関係国が利用することができる手段と能力がある。

208. まず科学との関連であるが、気候変動と海洋酸性化についていうと、利用可能な最良の科学は、科学的コンセンサスを反映している IPCC の作業に見出される。前述51項で述べたように、参加国等の大半が、IPCC 報告書は気候変動に関する科学的知見の権威的な評価であるとする見解を示し、本件裁判での訴答書面で IPCC 報告書に言及した。これに関して、当裁判所は、気候関連のリスクと気候変動緩和に関する IPCC の評価は特に考慮するに値する、と考える。

209. IPCC は、2018年の報告書で、世界全体の気温の上昇が工業化以前よりも1.5℃高い水準を上回る場合には、相当に悪い結果が生じる高いリスクがある、と結論づけた(2018年1.5℃報告書 SPM, p. 10)。この報告書の指摘によると、世界全体の平均気温の上昇が1.5℃以下に維持された場合は、2℃の場合と比べ、その影響はかなり異なる。同報告書は、平均気温の上昇を1.5℃に制限した場合、気温上昇が2℃である場合と比較して、確信度が高いとして、次のように述べている。

24) 訳者注: “reduction” の語は、温室効果ガス(の排出)について述べられるときは公定訳は「(温室効果ガスの)削減」である(気候変動枠組条約4条1項(c)、12条4項、パリ協定2条1項(a)、4条1項ほか)。他方、国連海洋法条約194条1項などでのこれらの語の公定訳は、「(海洋汚染の)軽減」である(また後述206項を見よ)。訳語の選定に当たっては、それぞれの文脈に合わせて公定訳を用いたが、原語は同一であることに注意が必要である。

【資料】国際海洋法裁判所「気候変動事件」（第31号事件）勧告的意見（3）

「[平均気温の上昇が1.5℃の場合、] 海水温の上昇が抑えられると共に、海水温上昇に伴う海洋酸性度の上昇及び海洋酸素濃度の低下も抑えられることが、予測される。したがって、地球温暖化を1.5℃までに制限すると、海洋生物多様性、漁業及び生態系並びにこれらがもたらす人間への機能とサービスに対するリスクが軽減することが、予測される。」

(*ibid.*, p. 8)

海洋酸性化については、IPCCは、確信度が高いとして、次のように述べている。

「地球温暖化が1.5℃である場合、二酸化炭素濃度の増大による海洋酸性化の水準は温暖化の悪影響を増幅させ、広範な種（例えば藻類から魚類まで）の生育、発達、石灰化、生存及び個体数に影響を及ぼすことが予測されるが、2℃の気温上昇の場合はこのことが一層強まることが予測される。」

(*ibid.*, p. 9)

210. 温室効果ガスの排出経路（emission pathways）についていうと、IPCCは、2018年報告書で、「温暖化を1.5℃に制限することは、2050年までに世界的に二酸化炭素排出を正味ゼロにし、同時に二酸化炭素以外の放射強制力因子（特にメタン）の排出量を大幅に削減することを、意味する（確信度が高い）」、と述べる（2018年1.5℃報告書 p. 95）。IPCCはまた、2023年統合報告書で、次のように述べている。

「大幅で急速かつ持続的な温室効果ガス排出量の削減（二酸化炭素排出を正味ゼロとし及びその他の温室効果ガス（特にメタン）の強力な排出削減を含める。）は、今世紀末までに温暖化を1.5℃にあるいは2℃より低く制限するために必要である（確信度が高い）。」

(2023年統合報告書 p. 68)

211. 本件裁判のほとんどの参加国等は、国は必要な措置を判断するに当たり科学を参照すべきということについて意見が一致したが、その正確な役割について見解が異なっている。これに関して、国は、利用可能な最良の科学に基づく基準により、最低限、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するため、現在のすべての排出ギャップ（emission

gap)を考慮しつつ過大になることなく、客観的に必要なすべての措置をとるよう義務づけられる、とする主張があった。また、国は、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むこと、が義務づけられる、という主張もあった。他方、参加国等の一部は、利用可能な最良の科学は国が海洋法条約194条1項に基づく必要な措置を評価するに当たり考慮すべき関連要因であるけれども、これは考慮すべき唯一の要因ではない、とする見解を示した。これに関して、すべての必要な措置の目的は世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することだとするという見解は、科学的情報を海洋法条約に基づく法的義務の地位にまで引き上げるものであって、他の要因を考慮していない、という主張もあった。この主張によると、これらの要因は別々の方向を指し示すことがあり、国は状況に応じてこれらの要因を比較考量しなくてはならない、という。

212. さて、当裁判所は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するための必要な措置を判断するに当たり、科学が決定的な役割(crucial role)を果たすことに疑いの余地がない、と考える。なぜなら、これは、このような場合の汚染の原因、結果及び動態性を理解するための、したがって効果的な対応を提供するための、鍵であるためである。もっとも、だからといって、必要な措置の内容を決めるのは科学だけだ、ということにはならない。当裁判所の見るところ、上述したように、利用可能な最良の科学と共に、考慮し重視すべき他の関連要因が存在する。

213. この際に付言すると、必要な措置を判断するに当たっては、科学的確実性は必要でない。科学的確実性が欠如する場合でも、国は、人為的な温室効果ガスからの海洋汚染を規制する(regulating)に当たり予防的アプローチを適用しなければならない。予防的アプローチは海洋法条約に明文で定められていないけれども、この予防的アプローチは海洋環境の汚染の観念それ自体に暗黙裡に存在するのであって、この場合の汚染は、潜在的に有害な結果を含む。これに関して、海底紛争裁判部が深海底活動責任事件で次のように述べたこと

が、想起される。

「予防的アプローチは、国際条約及びその他の文書で取り入れられることが非常に増えており、その多くはリオ宣言第15原則の定式を反映している。当裁判部の見解では、このことは、予防的アプローチが慣習国際法の一部となるような傾向を見せている。」

（深海底における活動に関する国の責任及び義務、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 47, para. 135）

人為的な温室効果ガス排出から生じる海洋汚染についていうと、利用可能な最良の科学が評価するようにこの場合の汚染により海洋環境に対し深刻かつ不可逆的な損害が生じうることに鑑みると、予防的アプローチはより一層必要である。

214. 次に、第二の関連要因としての関連のある国際的な規則及び基準であるが、これは、必要な措置を評価するための別の参照点（reference point）である。気候変動の文脈でいうと、こういった国際的な規則及び基準は、様々な気候関連の諸条約と文書において見いだされる。この点について、気候変動枠組条約とパリ協定は、気候変動を扱う主要条約として際立っている。MARPOL 条約附属書VI（船舶からの温室効果ガス排出を削減する目的で2011年と2021年に改正された）もまた、関連する。シカゴ条約の第3巻と第4巻は、航空機からの温室効果ガス排出を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置をとるに当たり、参照されうる。モントリオール議定書（キガリ改正を含む。）もまた、関連性を有する。

215. 本件裁判の参加国等のほとんどが、必要な措置の評価に関連するものとして、気候変動枠組条約とパリ協定に言及した。これに関して、当裁判所は、パリ協定が定めた世界気温目標と排出経路タイムライン（timeline for emission pathways）は特に関連するものである、と考える。これらの条約は、上述の利用可能な最良の科学に基づいている。

216. パリ協定2条1項は、上述したように（72項を見よ）、この協定の目的は気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することであると定めた上で、

これには次のものを含む、とした。

「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。」

パリ協定が定める2つの気温目標は、更に、パリ協定締約国の累次の決定により強化されている。例えば、2022年に締約国会議はシャルム・エル・シェイク実施計画を採択したが、この計画は、「気候変動の影響は気温上昇が1.5℃である場合は2℃の場合よりもずっと小さいことを繰り返し述べ、及び、気温上昇を1.5℃に制限するための一層の努力を続けることを決意」した(2022年11月20日の決定 Decision 1/CP.27, para. 7; また、2023年12月13日の決定 Decision FCCC/PA/CMA/2023/L.17, para. 4を見よ)。

217. パリ協定4条1項は、同協定2条の定める長期的な気温目標を達成するための排出経路タイムラインを定めている。この規定は、次のように定める。

「締約国は、第2条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、……今世紀後半に温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。」

218. パリ協定4条2項は、各締約国に対し、「自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する」よう、義務づけている。そして、締約国は、「当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する」。更に、各締約国による累次の国が決定する貢献については、「各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任

及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる」。

219. 本件裁判の参加国等の大半は、気候変動枠組条約とパリ協定が定める国際的な規則及び基準は、海洋法条約194条1項に基づく必要な措置を判断するに当たり関連性を有する、とする見解を示した。しかし、海洋法条約に基づく義務とパリ協定に含まれる義務及び約束との間の関係について、参加国等の間で見解が分かれた。この見解の相違が関係するのは、特に、海洋法条約194条1項に基づく必要な措置を判断するに当たってのパリ協定に基づく国際的な規則及び基準に与えられた役割について、であった。

220. これに関して、気候変動枠組条約とパリ協定の遵守が、海洋法条約194条1項に基づく人為的な温室効果ガス排出から生じる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するために措置をとるべき具体的な義務を満たす、とする主張があった。また、気候変動枠組条約とパリ協定という特定の文脈において国際共同体が合意した義務に合致せずあるいはそのような義務を越えてまで、海洋法条約第12部がこの排出に関して義務を課していると解すべきではない、という主張もあった。この主張によると、気候変動枠組条約とパリ協定は、海洋法条約の一般的な規定に基づく締約国の義務に対する特別法である。同様に、参加国等の一部は、気候変動の影響に関する義務については、海洋法条約それ自体は気候変動枠組条約とパリ協定が定める義務よりも厳格な (stringent) 約束を課してはいない、とする見解を示した。

221. 他方、これらの見解に同意しない参加国等もあった。例えば、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための必要な措置は何かという問いは、気候変動に関する特別の条約に基づく別個のかつ独立の約束だけを参照したりあるいはこういった約束を主に参照したりして解釈すべきでない、という主張があった。また、パリ協定は、気候変動の有害な影響に関する限りで、海洋法条約第12部を遵守するための最低基準とみなされるべきである。という主張もあった。同じく、参加国等の多くは、パリ協定は気候変動の悪影響から海洋環境を保護し及び保全する国の義務を網羅してはいない、とする見方を示した。

つまり、これら特別の条約に基づく真の義務はすべて考慮されるべきではあるが、しかし当裁判所がパリ協定を越えることは排除されてはいない、ということである。参加国等の多くは、また、特別法原則をここで適用する必要はない、なぜなら関係する規則の間で抵触がないからである、とする見解を示した。

222. さて、当裁判所の見解では、気候変動枠組条約とパリ協定は、気候変動という世界規模の問題を扱う主要な法的文書であって、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して、海洋法条約を解釈し及び適用するに当たり関連性を有する。特に、パリ協定が定める気温目標と排出経路タイムラインは、海洋法条約194条1項に基づきとられるべき必要な措置の内容を知らせるものである。ただし、パリ協定は、その締約国に対し、義務的なタイムラインに従った具体的な水準にまで温室効果ガス排出量を削減することまでは義務づけておらず、各締約国に自国自身の貢献を決定することを委ねているに過ぎない。

223. 当裁判所は、海洋法条約194条1項に基づく義務はパリ協定に基づく義務と約束を遵守するだけで履行されたことになる、とは考えない。海洋法条約とパリ協定は、別個の合意であって別個の義務群を有する。パリ協定は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を規制する (regulate) 義務に関しては海洋法条約を補完するものであるけれども、パリ協定は海洋法条約に優位するものではない。海洋法条約194条1項は、国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる法的義務を課していて、その措置にはこの場合の排出を軽減するための措置が含まれる。もし国がこの義務を遵守しなかったら、その国に国際責任が発生することになる。

224. 当裁判所は、また、パリ協定は海洋法条約に基づく義務を修正しあるいは制限している、とは考えない。当裁判所の見解では、パリ協定は海洋法条約の特別法ではなく、したがって、本件裁判の文脈では、特別法は一般法に優位する (*lex specialis derogat legi generali*) の原則は、海洋法条約の解釈において関係ない。更にまた、上述したように、海洋環境の保護及び保全は、海洋法条約が達成すべき目標の1つである。たとえパリ協定が海洋法条約に対す

る特別法という要素を有しているとしても、海洋法条約の目標それ自体を妨げるような方法でパリ協定を適用すべきではない。

利用することができる手段及び能力

225. ここでは第三の関連要因、すなわち、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置の判断に関連するその他の要因について、考察する。海洋法条約194条1項は、いずれの国も、「利用することができる実行可能な最善の手段を用い」、かつ、「自国の能力に応じ」て、必要な措置をとらなければならない、と定める。つまり、必要な措置の射程と文脈は国が利用することができる手段と自国の能力（例えば、それぞれの国の科学的、技術的、経済的及び財政的能力）により異なることがありうる。

226. 「利用することができる実行可能な最善の手段」と「自国の能力に応じ」に言及していることから、海洋法条約194条1項に基づく義務の履行において、ある程度の柔軟性が取り入れられている。特に、この規定は、手段と能力に限りがあるような国の必要と利益を調和し、これらの国がこの義務の履行のため負うことのある過大な負担を軽減しようとするものである。ただし、利用することができる手段と能力に言及してはいるが、だからといって、194条1項に基づきすべての必要な措置をとる義務の履行を不当に延期しあるいはこの義務の履行から免除されるようなことがあってはならない。

227. 人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の文脈でいうと、より強力な手段と能力を有する国は、この排出を削減するため、手段と能力に劣る国よりも多くのことをしなければならない。これに関して、気候変動枠組条約とパリ協定はいずれも、共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を、これらの条約の履行における鍵原則として認めている。すなわち、気候変動枠組条約3条は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たっての指針とするものとして、この原則に言及している。パリ協定2条2項もまた、「この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らし

た共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される。」、と定める。

228. パリ協定4条4項は、特に、温室効果ガスの緩和に関する努力について、先進締約国と開発途上締約国の間の差異ある責任を次のように規定する。

「先進締約国は、経済全体における排出の絶対量での削減目標に取り組むことによって、引き続き先頭に立つべきである。開発途上締約国は、自国の緩和に関する努力を引き続き強化すべきであり、各国の異なる事情に照らして経済全体における排出の削減目標又は抑制目標に向けて時間とともに移行していくことが奨励される。」

229. 当裁判所は、海洋法条約194条1項に基づく義務は共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則それ自体に言及していないけれども、この規定はこの原則に共通する要素をいくつか含んでいる、と考える。例えば、この規定に基づく措置、特に海洋汚染を引き起こす人為的な温室効果ガス排出を削減するための措置の射程は、先進国と途上国とで異なることがある。同時に、行動をするのは先進国だけではない。たとえ先進国が「引き続き先頭に立つ」べきであっても、そうである。すべての国が、緩和に関する努力を行わなければならないのである。

政策を調和させる義務

230. 海洋法条約194条1項は、国に対し、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置をとるに当たり、政策を調和させるよう努力する義務を課している。「努力する」の語は、国は政策を調和させるようあらゆる努力をしなければならないが、調和を達成するよう義務づけられてはいない、ということを示している。海洋汚染の性質を考えると、政策調和が必要であり有益であることは容易に理解できる。政策調和がない場合、各国の汚染対応政策の実効性が弱まるおそれがある。このことは特に、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に当てはまる。というのは、この場合の海洋汚染は、

その原因が世界中に散らばっており（diffused）、その影響は世界的であるからである。

損害または危険を移転させない義務、汚染を他の種類の汚染に変えない義務、及び技術の利用

231. 海洋法条約195条は、国に対し、海洋環境の汚染を防止し、軽減しまたは規制するための措置をとるに当たり、損害若しくは危険を1の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないようにまたは1の種類の汚染を他の種類の汚染に変えないよう行動するよう、義務づけている。この文脈において、参加国等の一部は、海洋気候工学（marine geoengineering）の問題を提起した。海洋気候工学は、もしこれが1の種類の汚染を他の種類の汚染に変える結果をもたらす場合には、195条に反することになる。また、この海洋気候工学は、海洋法条約196条により規律される可能性もある。この規定は、国に対し、特に、自国の管轄または管理の下における技術の利用に起因する海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとるよう義務づけるものである。当裁判所は、海洋気候工学は、様々な場（1972年ロンドンダンピング条約とその1996年議定書、生物多様性条約を含む。）で、議論と規制の主題となっていることを、承知している。

(b) この義務の性質

232. 海洋法条約194条1項に基づく義務の性質の問題に、目を向けよう。この義務は、国に対し、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとることを、義務づけている。上述したように、海洋汚染の防止、軽減及び規制は、国が必要な措置をとることによって達成しようとしなければならない目的または結果である。

233. 当裁判所の見解では、この規定に基づき国が義務づけられることは、海

洋汚染の防止、軽減及び規制を常に保証する (guarantee) ことではなく、その結果を達成するために最善の努力を尽くすこと、である。深海底活動責任事件勧告的意見での海底紛争裁判部の言葉を借りるなら、これは「行動の義務」であって「結果の義務」ではない。この義務は、行動の義務として、所定の結果を達成するために、「適当な手段を講じ、可能な限り最善の努力を尽くし、及び最高のことを行う」義務である (深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 41, para. 110)。国が海洋法条約194条1項に基づく自国の義務を遵守したかどうかを判断するのは、その国の行動であって、その行動がもたらす結果ではない。

234. 海洋法条約194条1項が定めているのは行動の義務であるから、この規定は、国に対し、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な措置をとるに当たり、「相当の注意 (due diligence)」をもって行動することを、義務づけている。海底紛争裁判部が述べたように、「『相当の注意』義務と『行動の』義務の観念は、結びついている。」(深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 41, para. 111)。

235. 相当の注意義務は、国に対し、国内制度 (当該活動を規制するために必要な立法、行政手続及び執行の仕組みを含む。) を設けると共に、所定の目的を達成するためこの国内制度を効率的に機能させるために適当な警戒 (vigilance) を行うことを、義務づけている。これに関して、ICJ は、パルプ工場事件判決で、相当の注意をもって行動する義務について次のように述べている。

「その義務は、適当な規則を制定し適当な措置を講じることだけではなく、その実施にあたり一定水準の警戒を行い、かつ、公的な運用者と民間の運用者に適用される行政的管理を行うことであり、運用者が行う活動を監視することを含む。」

(ウルグアイ川パルプ工場事件 (アルゼンチン対ウルグアイ)、判決、*I.C.J. Reports 2010 (I)*, p. 14, at p. 79, para. 197)

236. この相当の注意義務が特に関連するのは、当該活動のほとんどが民間

により行われる状況においてである。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を規制する（regulate）義務は、その主な例である。この状況においては、相当の注意をもって行動している国に、この場合の汚染が生じたことだけを理由に責任を負わせることは、合理的ではない。

237. 本件裁判の参加国等の大半は、海洋法条約194条1項に基づく義務は行動の義務であって結果の義務ではない、とする見解を示した。これらの参加国等は、この義務は相当の注意義務である、とも述べた。他方で、194条1項に基づく義務は国が一定の行動をとるべき義務であるけれども、締約国は積極的な結果の義務を有することも意味する、とする主張もあった。この積極的行動の義務は、海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置を定め及びその措置を実施すること、である。また、海洋法条約第12部の規定と特に192条と194条の規定は、相当の注意義務を越えた内容を有する、とする主張もあった。更にまた、194条1項に基づく義務は2つに分けられる、という主張もあった。すなわち、政府の活動（すべての必要な措置をとる義務など）に関しては結果の義務であり、非国家行為体の活動に関しては相当の注意義務である、という。これに対し、194条の文言は、必要な措置をとらなければならないとしているけれども、この規定それ自体からこれが結果の義務であるという結論を導くことはできない、とする主張もあった。

238. さて、当裁判所の見るところ、海洋法条約194条1項に基づく義務は、更にいうと第12部の他の規定（194条2項を含む。）に基づく義務も、国の行動を義務づけるだけでなく、そのような行動の所定の目的ないし結果も定めるようなやり方で、定式化されている。この義務が行動の義務なのか結果の義務なのかは、国が所定の目的または結果—つまり海洋汚染の防止、軽減及び規制—を達成するよう義務づけられているかどうか、に依る。そして、このことは、本質的に、関連規定の文言とその文言が定める事情すべてに依る。上述したように（232項～236項を見よ）、194条1項が義務づけていることは、海洋汚染の防止、軽減及び規制を達成することではなく、その目的のために必要なすべての措置をとること、である。

239. 深海底活動責任事件勧告的意見における海底紛争裁判部の言葉を借りるなら、相当の注意は「可変的な概念」である(深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 43, para. 117)。相当の注意を一般的な語で記述することは困難である、なぜなら、相当の注意の基準は相当の注意義務が適用される具体的な事情により変わるからである。これに関して、考慮すべき要素はいくつかある。例えば、科学的及び技術的情報、関連のある国際的な規則及び基準、被害のリスク及び緊急性、である。相当の注意の基準は、これらの要因が不断に変化するため、時代により変わりうる。一般的にいうなら、海底紛争裁判部が述べたように、「相当の注意の基準は、危険が大きい活動ほど厳しくなければならない。」(*ibid.*)。この点について、リスクの観念は、被害が発生する蓋然性(probability)または予見可能性(foreseeability)と、被害の深刻さ(severity)または重大性(magnitude)の両方の観点で、評価すべきである。

240. 人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の文脈についていうと、本件裁判の参加国等の多くが、相当の注意の基準は高く設定されるべきである、とする見解を示した。参加国等の一部は、相当の注意は単なる最善の努力という基準で解することはできない、温室効果ガス排出からの海洋汚染についての相当の注意の基準は、最善の努力—伝統的に、純粋な行動の義務と性格づけられてきた—よりも遥かに高くあるべきである、注意の水準は、気候変動については最も厳しいものとして設定されなければならない、という。

241. さて、利用可能な最良の科学は、海洋環境に対する害の予見可能性と深刻さの観点から見て、人為的な温室効果ガス排出が高いリスクをもたらしていることを、示している。上述したように(62項を見よ)、IPCCは、2023年統合報告書で、「気候変動から生じるリスクと予想される悪影響及び関連する損失とダメージは、地球温暖化の進行に伴い増大する(確信度が非常に高い)」と結論づけた(2023年統合報告書 p. 14)。科学界においても、もし地球の気温が1.5℃を超えて上昇するなら海洋環境に対し深刻な結果が生じることに、幅広い意見一致が見られる。こういった情報に照らすと、当裁判所は、人為的

な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して国が尽くさなければならない相当の注意の基準は厳格である（stringent）ことを必要とする、と考える。もっとも、この注意義務の履行は、国の能力と利用することができる資源により、変わりうる。この義務の履行は、より高い能力と十分な資源を有する国に対し、これらを十分に有していない国以上のことを行うよう、義務づけている。それにも関わらず、相当の注意義務の履行は、後者の国であっても、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために、自国の能力と利用することができる資源に応じて、その国ができることを行うことを義務づけているのである。

242. 相当の注意義務は、また、予防的アプローチと密接に関係づけられている。深海底活動責任事件勧告的意見で海底紛争裁判部が述べたように、予防的アプローチは「一般的な相当の注意義務の不可分の一部」である（深海底活動責任事件、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 46, para. 131）。したがって、国は、自国の管轄または管理の下における活動に関わるリスクを無視しあるいは適当に考慮しなかった場合には、海洋法条約194条1項に基づく相当の注意義務を履行していないことになる。このことは、こういった活動からの海洋環境に対する害の蓋然性と深刻さについての科学的証拠が不十分な場合であっても、同じである。したがって、国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため相当の注意を行使するに当たり、予防的アプローチを適用しなければならない。

（c） 結び

243. 以上をまとめると、海洋法条約194条1項に基づき、海洋法条約の締約国は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる具体的な義務を有し、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する義務を有する。この措置は、特に、利用可能な最良の科学と気候変動関連諸条約（気候変動枠組条約とパリ協定を含む。）に

含まれる関連のある国際的な規則及び基準(特に、工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することとその目標を達成するための排出経路タイムライン)を考慮して、客観的に判断すべきである。必要な措置の射程と内容は、締約国が利用することができる手段とその能力により、変わりうる。必要な措置は、特に、温室効果ガス排出を削減するための措置を含む。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するためにすべての必要な措置をとる義務は、相当の注意義務である。海洋法条約194条1項に基づく相当の注意の基準は、この場合の排出からの海洋環境に対する深刻かつ不可逆的な被害という高いリスクに鑑みると、厳格である(stringent)。ただし、相当の注意義務の履行は、国の能力と利用することができる資源により、変わりうる。

2. 条約194条2項に基づく義務

244. 次に、人為的な温室効果ガス排出に関連する海洋法条約194条2項に基づく義務の検討に入る。この規定は、越境汚染の状況における国の義務を定めている。この規定は、越境的な状況に適用される一定の義務を国に課しているが、これは、194条1項に基づく海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する義務とは別のものである。

245. 海洋法条約194条2項は、国に対し、2つの状況が生じないように確保するためにすべての必要な措置をとることを、義務づけている。すなわち、第一に、自国の管轄または管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること、である。第二に、自国の管轄または管理の下における事件または活動から生ずる汚染が自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないこと、である。

246. 海洋法条約194条2項の定める義務は、十分に確立した被害防止原則(principle of harm prevention)に酷似している。第一に、この原則は、仲裁判決及び司法判決を通じて発展したものであり、ストックホルム人間環境宣言第21原則に組み入れられている。この第21原則は、「国は、……自国の管轄又

は管理の下における活動が他の国の環境又は国の管轄権が及ぶ区域の境界を越える区域の環境に損害を与えないよう確保する責任を有する。」、と定める。この原則は、リオ宣言第2原則で再確認されている。これに関して、ICJは、核兵器使用合法性事件勧告的意見で、次のように述べている。

「自国の管轄または管理の下における活動が他の国の環境または国の管理（control）を越える区域の環境を尊重するよう確保する国の一般的義務の存在は、今日、環境に関する国際法の体系の一部である。」

（核兵器使用合法性事件、勧告的意見、*I.C.J. Reports 1996 (I)*, p. 226, at p. 242, para. 29；また、ベルギー王国とオランダ王国の間の鉄のライン川鉄道事件に関する仲裁判断、2005年5月24日決定、*RIAA*, Vol. 27, p. 35, at pp. 66-67, para. 59も見よ）

(a) この義務の射程と内容

247. 「自国の管轄又は管理の下における活動（activities under their jurisdiction or control）」の語は、公的団体と民間団体の両方が行う活動を指す。また、この活動と国の間に管轄または管理という関係性が存在するべきである。この文脈における「管轄又は管理」の概念は広く、自国領域だけでなく、国が国際法に従って自国の権限を行使することができる区域も含む。そのような区域には、例えば、国の排他的経済水域と大陸棚を含む。国に登録された船舶または航空機において行われる活動も、その国の管轄の下における活動（activities under the jurisdiction）と考えることができる。

248. 「損害（damage）」は2以上の国が関係する越境汚染という第一の状況で言及されているが、第二の状況では言及がない。汚染の観念は海洋環境に対する現実の有害な結果と潜在的な有害な結果の両方に関係することから、第一の状況における義務は、汚染による現実の損害の防止を義務づけていると理解すべきである。この意味において、海洋法条約194条2項は、国に汚染の「拡大」を防止するよう義務づけていることから、他の国の環境または国の管轄権が及

ぶ区域の境界を越える区域の環境に対する「損害」に言及するストックホルム宣言及びリオ宣言が定める原則よりも、厳格な(stringent)義務を課している。

249. 海洋法条約194条2項は、同条1項と異なり、国が必要な措置をとる際の手段にもその国の能力にも、言及していない。したがって、国が194条2項に基づきとるべき措置の射程と内容は、そのための手段の利用可能性と当該国の能力により異なるものではない、と解することもできる。194条2項の義務が有する越境的文脈からも、この理解は支持できないこともない。しかしながら、当裁判所の見るところ、上述の文言に言及がないにせよ、194条2項の定める必要な措置の射程と内容は、そのための手段の利用可能性と当該国の能力により国により異なることもあろう。後述するように、この義務は相当の注意義務であり、この義務の履行は各国の能力を含む様々な要因により変わることがあるからである。

250. 海洋汚染を引き起こす人為的な温室効果ガス排出の文脈でいうと、海洋法条約194条2項は、国に対し、自国の管轄または管理の下における温室効果ガス排出が他の国及びその環境に対し損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄または管理の下におけるその排出から生ずる汚染が自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するよう、義務づける。本件裁判の参加国等の多くは、194条2項は人為的な温室効果ガス排出に起因する海洋汚染に関連がある、とする見方を示した。これに関して、国は、194条2項の義務を履行するためには、少なくとも、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃高い水準までのものに制限するために必要な注意を尽くさなければならない、という主張もあった。当裁判所は、先に、気温1.5℃目標は194条1項の定める必要な措置を決めるために考慮すべき関連要因の1つであるが唯一の要因ではないと、述べた。当裁判所の見るところ、この考えは194条2項にも同様に当てはまる。

251. 他方で、温室効果ガス排出は海洋法条約194条2項が対象とする種類の活動ではない、という主張もあった。この見方によると、ある国の領域からの温室効果ガス排出が今後数十年間大気中の排出量に寄与することに鑑みると、

この規定は国に対しそのような排出が他の国の領域または公海に拡大しないことを確保するよう義務づけている、と解することはできない。また、たとえ194条2項が温室効果ガス排出を対象としているとしても、この場合の排出が他国の環境に損害を生じさせないことを確保し及び汚染が国の管轄権が及ぶ区域を越えて拡大しないことを確保するための必要な措置は、194条1項に基づき汚染を防止し、軽減しまたは規制するために必要な措置を越えるものではない、という主張もあった。

252. さて、当裁判所がすでに結論づけたように、大気中への人為的な温室効果ガス排出は、海洋法条約1条1項(4)の意味における海洋環境の汚染の定義に該当する。したがって、194条に基づく義務は、そのような排出からの海洋汚染に適用される。当裁判所の見解では、そのような汚染に194条2項が適用されないとする説得的な理由はないように思われる。よく知られているように、気候変動の原因は世界中に散らばっていて累積的であって、その影響は世界的であるため、ある国の管轄または管理の下における活動からの人為的な温室効果ガス排出がどのようにして他国に損害を生じさせるのかを特定することは、困難であろう。しかし、この困難が関係するのは、ある国からの排出と他国及びその環境に生じる損害との間の因果関係を確証する場合である。つまり、この因果関係の確証の問題は、194条2項の義務が人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に適用されるかどうかの問題と、区別すべきである。

253. 当裁判所は、また、海洋法条約194条1項の義務を履行すれば同条2項の義務も履行されることになるという主張には、納得しなかった。この見方は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して、同条2項の義務の一切の効果を奪うことになるからである。当裁判所は、194条2項は、国に対し、越境汚染の文脈において一定の義務を課している、と考える。

(b) 義務の性質

254. 海洋法条約194条2項の義務は、国に対し、自国の管轄の下における活

動が他の国及びその環境に対し損害を生じさせないことを確保すること、並びに、その活動から生ずる汚染が自国の国家管轄権の及ぶ区域の境界を越えて拡大しないことを確保すること、を義務づけている。当裁判所は、この義務は194条1項の義務の文脈で述べたのと同じ理由で相当の注意義務である、と考える。これに関して、海底紛争裁判部が深海底活動責任事件勧告的意見においてこの義務の例として194条2項に言及したことが、想起される（深海底における活動に関する国の責任及び義務、勧告的意見、2011年2月1日、*ITLOS Reports 2011*, p. 10, at p. 42, para. 113を見よ）。

255. 海洋法条約194条2項の義務は、国が一定の事態が発生しないことを確保するためにすべての必要な措置をとるべきとする明示的で広範な義務であるけれども、深海底活動責任事件勧告的意見で海底紛争裁判部が考えた義務は条約139条の定める遵守を確保する責任である、とする主張があった。この主張によるなら、194条2項の義務は、単に相当の注意をもって行動することを越えており、結果の義務を含む。当裁判所はすでに、条約194条1項の義務に関してこの点について自身の見解を述べている。このことは、194条2項の義務についても等しく妥当する。

256. 上述したように、相当の注意の基準は、様々な要因（活動に関わる被害のリスクを含む。）に応じて可変的である。他国の環境に影響を及ぼす越境汚染については、相当の注意の基準はずっと厳格（stringent）でありうる。

257. これに関して、相当の注意義務は、国の裁量に広範に依拠する義務であるとか、所定の結果を達成するために求められる努力は当然に低程度で足りるとする義務だ、と理解すべきでないことを、強調しておきたい。相当の注意義務の内容は、関連のある要因を考慮して、状況に応じて客観的に決まる。多くの場合、相当の注意義務は高い注意を求めることがある。したがって、相当の注意義務である海洋法条約194条2項の義務は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の防止、軽減及び規制についてそれほど有用でないと考えerことは、正しくない。

(c) 結び

258. 以上をまとめると、海洋法条約194条2項は、締約国に対し、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制する義務とは別に、越境的な状況に適用される具体的な義務を課している。この規定に基づき、締約国は、自国の管轄または管理の下における人為的な温室効果ガス排出が他の国及びその環境に対し損害を生じさせないこと並びに自国の管轄または管理の下におけるそのような排出からの汚染が自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとるべき具体的な義務を有する。この義務は、相当の注意義務である。194条2項に基づく相当の注意の基準は、越境汚染の性質に鑑みると、194条1項に基づく義務よりもずっと厳格（stringent）でありうる。

E. 個別の汚染発生源に適用される義務

259. ここまでですべての発生源からの汚染の防止、軽減及び規制に共通する義務を扱ったので、次に、個別の発生源からの汚染に関する義務の検討に入る。これに関連のある規定は、海洋法条約第12部の第5節及び第6節に見いだされる。

260. まず、海洋法条約第12部第5節は、6の異なる発生源からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため国内法令を制定し並びに国際的な規則及び基準を定める義務を扱う。これら6の発生源からの汚染とは、陸にある発生源からの汚染（207条）、国の管轄の下で行う海底における活動からの汚染（208条）、深海底における活動からの汚染（209条）、投棄による汚染（210条）、船舶からの汚染（211条）、及び大気からのまたは大気を通ずる汚染（212条）、である。特に、この第5節が扱うのは、国内法令と国際的な規則及び基準との関係と、国が自国の国内法令を制定するに当たりどのようにして国際的な規則及び基準を参照するべきか、である。その国際的な規則及び基準の参照の仕方は、個別

の汚染発生源ごとに、それぞれ異なる形で第5節に取り入れられている。

261. 次に、海洋法条約第12部第6節は、国内法令を執行し並びに国際的な規則及び基準を実施する義務を扱う。この第6節は、第5節の発生源アプローチ(source-specific approach)に従っている。第6節の規定は、第5節の規定に従って国内法令が制定されまた国際的な規則及び基準が定められたことを踏まえての執行であるから、第5節での対応規定と合わせて理解する必要がある。

262. さて、最初に検討すべき問題は、人為的な温室効果ガス排出からの海洋環境の汚染を、個別の汚染発生源に照らしてどのようにして性格づけるか、である。この性格づけが必要なのは、第12部第5節の国の義務の射程と内容が、個別の汚染発生源により変わるからである。本件裁判の参加国等のほとんどが、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染は、陸にある発生源からの汚染（以下「陸由来汚染」とする。）あるいは大気からのまたは大気を通ずる汚染（以下「大気経由汚染」とする。）と考えられるとする見方を示した。これらの参加国等は、また、船舶からの人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染は、船舶からの汚染（以下「船舶由来汚染」とする。）または大気経由汚染と考えられるとする見解を示した。これに関して、質問(a)が、締約国が有する「大気中への人為的な温室効果ガス排出」に起因する有害な結果に関して、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する具体的な義務を明確にするよう求めたことが、想起される。

263. 当裁判所に提出された情報によると、海洋汚染をもたらすほとんどの大気中への人為的な温室効果ガス排出は、陸にある発生源に由来する。また、このような排出は、船舶あるいは航空機にも由来する。更に、他の発生源（天然ガスの放出(venting)や燃焼(flaring)といった一定の海底活動を含む。）からの温室効果ガス排出もある。

264. 大気中への温室効果ガス排出の発生源は複合的であるけれども、本件裁判に最も関連のある汚染の型は、陸にある発生源からの、船舶からの及び航空機からの大気中への人為的な温室効果ガス排出に起因する海洋汚染に限定される、と考えられる。この場合の汚染を扱う海洋法条約の関連規定は、207条(陸

にある発生源からの汚染)、211条(船舶からの汚染)及び212条(大気からのまたは大気を通ずる汚染)、である。これらに対応する執行規定は、213条(陸にある発生源からの汚染に関する執行)、217条(旗国による執行)及び222条(大気からのまたは大気を通ずる汚染に関する執行)、である。

1. 国内法を制定し並びに国際的な規則及び基準を定める義務

265. まず最初に繰り返して述べておくが、海洋法条約207条、211条及び212条の規定は、194条の定めるすべての汚染発生源に共通する義務を補完し及び具体的に定めたものである。したがって、これらの規定の解釈は、194条の解釈に合致しなくてはならない。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して194条を解釈し及び適用するに当たり当裁判所が示した考えは、207条、211条及び212条にも等しく適用される。

(a) 海洋法条約207条に基づく義務

266. まず、海洋法条約207条に基づく義務を検討する。これは、次の規定である。

「第207条 陸にある発生源からの汚染」

- 1 いずれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源（河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む。）からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。
- 2 いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。
- 3 いずれの国も1に規定する汚染に関し、適当地域的規模において政策を調和させるよう努力する。
- 4 いずれの国も、地域的特性並びに開発途上国の経済力及び経済開発の

ニーズを考慮して、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。

- 5 1、2及び4に規定する法令、措置、規則、基準並びに勧告される方式及び手続には、毒性の又は有害な物質（特に持続性のもの）の海洋環境への放出をできる限り最小にするためのものを含める。」

267. 海洋法条約207条は、国に対し、3つの主な義務を課している。第一に、国内法を制定する義務、第二に、必要な他の措置をとる義務、そして第三に、国際的な規則及び基準並びに方式及び手続きを定める義務、である。これらの義務のほとんどが、陸にある発生源からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な法的枠組み（国内的なものと国際的なものの両方）の設定に関係する。

268. これら3つの義務とは別に、海洋法条約207条は、政策を調和させるよう努力し具体的な措置をとる義務を定めている。207条3項は、国に対し、適当地域規模において政策を調和させるよう努力することを、義務づけている。この義務は、194条1項に基づく政策を調和させるよう努力する義務に合致する。207条5項は、国に対し、毒性のまたは有害な物質の放出を最小にするための措置をとるよう義務づけるが、この規定は194条3項(a)の規定を繰り返している。

269. 海洋法条約207条1項は、国に対し、陸にある発生源からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定することを、義務づけている。この場合の法令は、国が条約194条に基づきとらなければならない必要な措置を効果的にするための正式な手段である。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染についていうと、これらの法令の中心にあるのは、そのような排出の削減である。

270. 国は、法令を制定するに当たり、「国際的に合意される規則及び基準並

びに勧告される方式及び手続」を考慮しなければならない。海洋法条約には、この文言の定義はない。これらの規則及び基準並びに方式及び手続きには、拘束力の有無を問わず、広範な規範を含む。気候変動の文脈でいうと、これらは、気候変動枠組条約とパリ協定などの気候変動関連諸条約が定めるものを含む。したがって、海洋法条約の締約国は、温室効果ガス排出からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定するに当たり、これらの規範を考慮する義務を有する。

271. 「考慮して」の文言は、国は、これらの規則及び基準並びに方式及び手続きを自国の国内法令において制定するよう義務づけられるわけではないという意味で、理解すべきである。ただし、国は、これら規則等に対し、誠実に妥当な考慮 (due consideration) を払わなければならない。いずれにせよ、国は、自国を拘束する国際的に合意される規則及び基準を遵守しなければならない。

272. 海洋法条約207条2項は、国に対し、汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとることを、義務づけている。こういった措置は幅広くあり、汚染の規制 (regulation) のための行政手続の策定から、海洋汚染のリスクと影響の監視や計画中の活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響の評価まで、含まれる。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染との関連でいうと、当裁判所が条約194条に基づく必要な措置をとる義務に関して認定したことは、この2項の義務にも等しく適用される。

273. 海洋法条約207条4項は、国に対し、陸にある発生源からの海洋環境汚染を規制する (regulate) ため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続きを定めるよう努力する義務を、課している。つまり、国は、こういった規則及び基準並びに方式及び手続きを定めるよう誠実にあらゆる努力を行うよう義務づけられるが、これらの規則等を定めることに成功することまでは義務づけられない。これに関して、国は、権限のある国際機関または外交会議を通じて、行動すべきである。国の努力は、継続的なものでなければならない。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、この義務は、気候変動枠組条約やパリ協定などの関連のある国際協定の当事国であ

る国は、「気候変動の脅威に対する世界全体での対応を……強化する」(パリ協定2条1項) 目的で、これらの国際協定における討議過程(process)に参加するよう義務づけられるのである。

(b) 海洋法条約212条に基づく義務

274. 次に、海洋法条約212条に基づく義務を検討する。これは、次の規定である。

「第212条 大気からの又は大気を通ずる汚染

- 1 いずれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続並びに航空の安全を考慮し、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、自国の主権の下にある空間及び自国を旗国とする船舶又は自国において登録された船舶若しくは航空機について適用のある法令を制定する。
- 2 いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。
- 3 いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。」

275. 海洋法条約212条は、国に対し、3つの義務を課している。第一に、大気経由の海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する義務、第二に、必要な他の措置をとる義務、そして第三に、国際的な規則及び基準並びに方式及び手続きを定めるよう努力する義務、である。

276. 212条の義務と207条の義務とで、その射程において実質的な違いはない。212条は、207条と異なり、政策を調和させるよう努力する義務と毒性のまたは有害な物質の海洋環境への放出をできる限り最小にするための措置をとる義務を明記していないけれども、これらの義務は、212条の定める大気経由汚染に関しても適用される。政策を調和させるよう努力する義務は、194条1項に

に基づき、大気経由汚染を含むすべての汚染発生源に共通する義務である。毒性のまたは有害な物質の放出を最小にする義務は、194条3項(a)に基づき、大気経由汚染にも適用される。

277. 海洋法条約212条の義務の内容は、207条の義務の内容に類似する。当裁判所が先に207条の義務について認定したことは、212条の義務に準用される。これに関して、大気経由汚染に関連する「国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続」は、気候変動関連諸条約が定めるものだけでなく、シカゴ条約附属書16の第4巻（国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキームを設けた）などの文書が定めるものも、含む。また、IMO は、船舶からの温室効果ガス排出を削減する目的で、2011年と2021年にMARPOL 条約附属書Ⅵの改正を採択した。上述したように、IMO も、最近この点に関して、世界的な努力に貢献するため、2023年 IMO 温室効果ガス戦略を採択した（前述80項を見よ）。

(c) 海洋法条約211条に基づく義務

278. ここでは、船舶からの海洋汚染に関する義務を検討する。これらの義務は、海洋法条約211条に見いだされる。人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染の文脈では、最も関連のある規定は211条2項である。以下ではこの規定に限定して論じる。この規定は、次のように定める。

「2 いずれの国も、自国を旗国とし又は自国において登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する。この法令は、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準と少なくとも同等の効果を有するものとする。」

279. 海洋法条約211条2項は、国に対し、自国を旗国としまたは自国において登録された船舶からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する義務を、課している。このように、この規定の義務は旗国に課されて

いる。この法令は、国際的な規則及び基準と少なくとも同等の効果を有するものでなければならない。したがって、この規定は、満たさなければならない最低基準の国内法令を定めている。国は、一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準よりも厳格な(stringent)法令を制定することができる。この義務は、207条と212条が定める国際的に合意される規則及び基準を「考慮する」義務とは、異なっている。

280. 「一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準」の語は、海洋法条約に定義されていない。この規則及び基準は、十分に大多数の国が受け入れている国際法文書が定める規則及び基準を、参照することがある。この規則及び基準は、権限のある国際機関または一般的な外交会議を通じて定められるものでなければならない。この文脈における「権限のある国際機関」の語は、IMOを指すと解される。したがって、211条2項が言及する「権限のある国際機関又は一般的な外交会議」は、207条と212条が言及する「権限のある国際機関又は外交会議」とは、異なる。このように、上述の義務を満たす規則及び基準のみが、「一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準」であると性格づけられることになる。船舶による温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、IMOは、船舶からの温室効果ガス排出を削減する目的で、2011年と2021年にMARPOL条約附属書VIの改正を採択している。

2. 執行の義務

281. 最後に、海洋法条約213条、217条及び222条に基づく執行義務に、目を向ける。213条に基づく陸由来汚染に関する義務の射程と内容及び222条に基づく大気経由汚染に関する義務の射程と内容は、類似している。したがって、当裁判所は、本件勧告的意見ではこれらの義務を合わせて取り扱うこととする。その後、217条に基づく船舶由来汚染に関する執行義務について取り扱う。

(a) 海洋法条約213条と222条に基づく義務

282. 海洋法条約213条は、次のように定める。

「第213条 陸にある発生源からの汚染に関する執行

いずれの国も、第207条の規定に従って制定する自国の法令を執行するものとし、陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある国際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。」

条約222条は、次のように定める。

「第222条 大気からの又は大気を通ずる汚染に関する執行

いずれの国も、自国の主権の下にある空間において又は自国を旗国とする船舶若しくは自国において登録された船舶若しくは航空機について、第212条1の規定及びこの条約の他の規定に従って制定する自国の法令を執行するものとし、航空の安全に関するすべての関連する国際的な規則及び基準に従って、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、権限のある国際機関又は外交会議を通じて定められる適用のある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。」

283. これら2つの条文は、それぞれ、国内法の執行と、陸由来汚染と大気經由汚染に関する適用のある国際的な規則及び基準の実施を、扱っている。国はこれに関して2つの義務を有する。第一に、自国の法令を執行する義務であり、第二に、適用のある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる義務である。

284. 第一の義務は、国に対し、陸にある発生源からのまたは大気經由の海洋環境汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を執行することを、義務づけている。「執行する」の語は幅広く、国内法制度の枠内で法令の遵守を確保するための様々な方法と手段を含む。その方法と手段としては、例えば、監

視と査察、行政的指針、調査、及び法違反についての訴追のほか、司法的手続や準司法的手続がある。これに関して、海洋法条約235条2項が、国に対し、「自国の管轄の下にある自然人又は法人による海洋環境の汚染によって生ずる損害に関し、自国の法制度に従って迅速かつ適正な補償その他の救済のための手段が利用し得ることを確保する」義務を定めていることが、想起される。また、条約第12部第7節は、手続きの開始と執行権限の行使とに関する様々な保障措置を、定めている。

285. 第二の義務は、国に対し、適用のある国際的な規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとることを、義務づけている。「適用のある国際的な規則及び基準」の語は条約または慣習国際法として関係国を拘束する規則及び基準を指す、と解すべきである。したがって、これらの規則及び基準は、海洋法条約207条または212条が定める、国が国内法令を制定するに当たり「考慮し」なければならない「国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続」とは、異なる。207条または212条が言及する規則及び基準並びに方式及び手続きは、必ずしも国を拘束するものである必要がないためである。適用のある国際的な規則及び基準は、権限のある国際機関または外交会議を通じて定められるものでなくてはならない。これらの規則及び基準は、各国の法制度に従って実施されなければならない。

286. 人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、海洋法条約213条と222条は、特に気候変動関連諸条約その他の関連文書が定める規則及び基準を実施するために必要な法令を制定し及び措置をとる義務を課している、と解すべきである。したがって、これらの規則及び基準に拘束される海洋法条約締約国がこのような措置をとらなかったときは、海洋法条約213条または222条の義務の違反について当該国の国際責任が生じることになる。

(b) 海洋法条約217条に基づく義務

287. 海洋法条約217条は、自国を旗国としまたは自国において登録された船

船舶からの海洋汚染に関して、国による執行について規定する。海洋法条約は、特に218条と220条で、寄港国と沿岸国による執行についても定めている。しかし、人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関して最も関連のある規定は217条1項であることから、当裁判所は、本件裁判においてはこの規定のみを扱うこととする。217条1項は、次のように定める。

「1 いずれの国も、自国を旗国とし又は自国において登録された船舶が、船舶からの海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制のため、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる適用のある国際的な規則及び基準に従うこと並びにこの条約に従って制定する自国の法令を遵守することを確保するものとし、これらの規則、基準及び法令を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとる。旗国は、違反が生ずる場所のいかなを問わず、これらの規則、基準及び法令が効果的に執行されるよう必要な手段を講ずる。」

288. 海洋法条約217条1項は、国に対し、自国を旗国としまたは自国において登録された船舶が適用のある国際的な規則及び基準と自国法令を遵守することを確保する義務を、課している。その目的で、この規定は、国に対し、この国際的な規則及び基準と自国法令を実施するために必要な法令を制定し及び他の措置をとることを、義務づけている。

289. 「適用のある国際的な規則及び基準」は、関係国を拘束する規則及び基準を指す。この規則及び基準は、権限のある国際機関または一般的な外交会議を通じて定められるものでなくてはならない。これに関して、当裁判所が海洋法条約211条について認定したことは、217条1項にも等しく適用される。実施される国内「法令」は、海洋法条約（特に211条2項）に従って制定されるものでなくてはならない。

290. 実施の手段は、法令と必要な他の措置を含む。この措置は、幅広いものであり、行政的措置と司法的措置を含む。

291. 船舶からの人為的な温室効果ガス排出からの海洋汚染に関していうと、適用のある国際的な規則及び基準は、特に MARPOL 条約附属書VI（2011年

及び2021年改正)に見出すことができる。

(未完)

(2025年1月10日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究 (A)「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」(JSPS 科研費24H00132)による成果の一部である。